

様式 4

令和 7 年度第 4 回
富士見市社会教育委員会議
議事録

日 時	令和 7 年 9 月 1 7 日 (水)		開会 午後 7 時 0 0 分	閉会 午後 9 時 0 5 分		
場 所	富士見市立中央図書館 2階 視聴覚ホール					
出 席 者	委 員	渡邊 (知) 委員	関野委員	戸田委員	深瀬委員	本田委員
		○	○	○	○	○
		八木橋委員	河村委員	渡邊 (誠) 委員	檜山委員	亀森委員
	○	欠	○	○	○	
事 務 局	生涯学習課 主任					
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者 0 人)					
議 題	1 あいさつ 2 協議事項 ・ 第 3 5 期の進め方とテーマについて 3 その他					

議 事 内 容

1 あいさつ

2 協議事項

・第35期の進め方とテーマについて

【議 長】「35期社会教育委員会議テーマについて」の資料を基にすすめていく。この資料は、前回の会議では34期の過程を説明し、その後一人ひとりの35期のテーマについての意見を述べてもらい、それをまとめたものである。本日はそれを足掛かりに進めていきたい。

議長より資料について説明

【委 員】今回整理した資料と併せて、社会教育法第13条で定められている社会教育団体への補助金の審査を行うことになるが、これはどのくらい時間をかけて行っているのか。

【事務局】例年1回の会議の際に、説明している。1つの団体に対して詳しく議論はしていない。

【委 員】現在策定中の第4次富士見市生涯学習推進基本計画について、現行計画の検証と新計画の案について2回くらい審議の機会があるとありがたい。それと、社会教育の現場の見学を行いたい。教育委員会が所管している施設と市長部局が所管している施設と指定管理が導入されている針ヶ谷コミュニティセンターがあるが、利用者の目線に立った時に利用しやすさに差がないのか、不都合がないのかを見て行きたい。また、子どもにフォーカスを当ててとあるが、県内のコミュニティスクールの実施状況を見る機会があったが、県内で導入していないのが加須市と富士見市のみであった。どのようにしたらコミュニティスクールを円滑に導入できるのか、またどのような取組が必要なのかを先進事例の研究などを踏み込むのも良いのではないか。

【議 長】まずは、施設の視察について詰めていきたい。施設を見学して何を見ていきたいか。それによって、いつ見学に行き誰に対応してもらうかが決まってくる。具体的にどんなことを見たいか教えてほしい。

【委 員】登録団体とそうではない団体との利用方法に差がないのか、新たに活動を始めたい団体の活動が気兼ねなく利用できる環境なのかなど、市長部局所管施設と教育委員会所管施設で予約方法に差がないのかを見ていきたいと思っている。

【議 長】市内の公共施設は予約システムで一律で管理されているので、所管による差はないという認識である。

【事務局】おっしゃる通りで、予約システムは公民館だけのものではなく、公民館、交流センター、コミュニティセンター、市民総合体育館なども含まれている市内の公共施設全体の予約システムであり、登録団体として登録を

しているとシステムで予約ができ、予約状況の確認等も行うことができる。

【委員】現場のスタッフの影響はないのか。

【事務局】市全体の予約システムであるため、現場によっての差は生じない。

【議長】個人的には主体による差ではなく、施設を使いやすい人と使いにくい人がいることや、ほとんど同じように感じるのに担当部局が分かれていることが問題であり、現場を見て掘り下げるより、話を聞いて掘り下げていく問題であると感じる。

【委員】図書館は誰でもふらっと市民が来て自由に利用することができるが、他の施設は市内目的内団体に登録していない市民がふらっと来て利用しやすいかという問題はある。協働推進部の所管の施設は、交流スペースがありゆっくり過ごすことができる。所管が違うだけで、ベンチしかないような施設もある。公共財として、教育行政側と行政側では受益するものが違い、それは現場に行かないと感じられないものである。また、市民意識調査では交通アクセスについての意見が多数出ており、徒歩や自転車等の方法で公共施設へ行かなくてはならない人が多くいると感じる。そのような人たちで市内目的内登録団体にない方が炎天下などに公共施設に来た時をどう思うかを感じてもらえるとありがたい。

【議長】それは運営主体による違いはあるのか。

【委員】教育行政と市長部局側の差によって因果があるように感じる。

【委員】利用しやすさについては何の違いがあるのか。それは質の話なのか。

【委員】例えば、市や県の取組みでクールオアシスとして活躍していると扱われており、ふらっと来た市民を受け入れ、涼める場所であるはずなのに、硬い椅子しかない施設もある。交流センターには交流スペースがあり、ゆっくり休めるのに、公民館には交流スペースがない。公民館には予約が必要な部屋しかなく、ロビーでふらっと来た市民が過ごせる場所がない。

【委員】交流スペースがある公民館もある。

【委員】全ての公民館ではないことは認識している。一般の方にとって使い勝手が良い施設と悪い施設が分かれており、行政の役割で分かれているのではないかと感じてしまう。

【委員】全ての施設を同じにすればいいというものでもなく、人によって感じ方や考え方は違うものである。むしろいろんな施設があった方が良い。施設によってできた時代や歴史によって違いはあるが、基本の部分はそう大きく変わらないと感じる。資料館なども含めて、施設の多様性を楽しむことができればいいのか。問題はあるとは思いますが、運営主体を詰めて解決につながる問題ではないのではないか。

【議長】利用者の利用目的もあり難しい課題である。

【委員】個人で利用できるか、団体登録に登録していないと利用しにくいのかという問題がある。高齢者学級に参加するには年会費がかかるなど、団体に所属するにも経済格差を感じる。様々な事情で経済的弱者や社会的弱者がおり、その方々が費用を準備することができない可能性もある。そこを踏まえて、団体登録していない市民と登録している市民と利用方法

に差があるのはどうなのか。同じ市民なのに受益するものが変わってくるのではないか。エントランスロビーしか使えない市民もおり、その視点の違いを見て、現場見学してもらえると現場視察の価値があるのではないか。

【委員】 公平性を欠いている部分があるのではないかという指摘でよいか。

【委員】 税負担などは同じなのに、一般財源の使い方として、団体登録している市民と様々な理由で団体登録していない市民とで差があるのはどうなのか。これは机上では感じられないものであり、現場視察の価値があると考ええる。

【議長】 何らかの差が生じていることはテーマになる可能性があるが、運営主体ではないように感じる。

【委員】 提言につながるかという大きな話でなく、会議室で話し合うだけでなく、社会教育の現場を見に行けたらなと思い発言した。

【議長】 社会教育施設に普段から行き慣れている委員が多く、行くからには今まで見ていなかった視点や新たな発見などの情報がないと、行った甲斐がないように感じてしまう。

【委員】 日頃から公共施設に行き慣れていない方もいるので、その視点も大切なように感じる。

【議長】 確かに普段は意識していなかったが、休憩場所の有無など新たな視点はあるなど聞いていて感じた。

【委員】 自分自身は登録団体に行っている方が、利便性が高いので登録団体としてボランティア活動をしている。どこが不便という視点ではなく、ここが良いから他もこうして行こうという提言をしていけるのではないか。社会教育を盛り上げていくという意味では、登録団体とそうではない方についての利便性に差が生じるのは仕方がないように感じる。

【議長】 どこかで線を引く必要はあるが、その基準が正しいかどうかは難しい問題である。

【委員】 友人などと気軽に集まれる場所がないということではないか。団体ではない仲間と集まるときにお店に行くほどではないから、どこかスペースがあったらいいなと思うことがある。さいたま市の浦和コミュニティセンターのように広い誰でも自由に使えるスペースがあるといいなと思い、東上線沿線で探してみたが、ほとんど見当たらなかった。団体でなくても、ふらっと来て話したり食べたりできる交流が始められる場所があるといいなと思ったことがあるので、そのような意図で施設の休憩スペースについての意見なら理解する。

【議長】 施設の話がいくつか出ているが、それも含めて意見はあるか。団体補助金の意見聴取は年に1回もかからないくらいの時間で実施している状況である。また、生涯学習推進基本計画については、現行計画の検証と新計画の検討、それを更に深掘してテーマを受けとって検討していくかなどのお話が出ている。他にはコミュニティスクールについての話も出ている。

【事務局】 コミュニティスクールについて、現在導入していないのが加須市と富士見市のみということだが、富士見市は全く導入していないのではなく、

学校運営支援者協議会というものが既にあり、それがコミュニティスクールと類似した役割として機能している。現状、そこから学校の運営についての意見を伺っているため、今までコミュニティスクールに移行していなかった。ただ全国的にコミュニティスクールを推進する流れになっているので、コミュニティスクールへの移行に向けた準備を着実にやっている。

【委員】 コミュニティスクールはどのような制度なのか。

【議長】 現在の富士見市では学校の方針などは校長が決定するが、その際に学校運営支援者協議会で地域の意見も聞いている。コミュニティスクールは学校運営の基本方針などはコミュニティスクールが承認するものであり、学校も学校運営審議会の一参加者という認識である。

【事務局】 コミュニティスクールは合議体であり、学校の運営に関して、様々な関係者からご意見を聞きながら決定していくものである。富士見市の現状は学校が主となり関係者を集めて意見を伺い、学校が決定している状態である。また、コミュニティスクールでは委嘱をした委員には報酬が発生する。

【委員】 ある小学校の評議員を依頼されたが、それとは違うのか。

【委員】 学校運営支援者協議会と学校評議員は別物である。ただ学校評議員が学校支援者協議会の委員になる場合は多々ある。コミュニティスクールと学校運営支援者協議会はほとんど同じものという認識でよい。学校運営支援者協議会は、各学区内の町会長や学校評議員、幼稚園・保育園の代表者、PTA会長などで構成されており、学校内のことについて学校から報告や相談があり、それに対して意見を言う場である。学校運営支援者協議会に選抜される人は、各学校によって変わることもある。

【議長】 富士見市の方が先行して地域の意見を聞く仕組みが取り入れられていたため、コミュニティスクールに積極的に移行しなかったという認識である。

【委員】 学校運営支援者協議会の委員は完全なボランティアであり、報酬はないが、コミュニティスクールになると社会教育委員と同様に報酬が発生する前提になる。

【委員】 コミュニティスクールは学校教育と社会教育をつなぐ機能を担うものではないように感じる。

【委員】 自分も違うものであると感じる。それをつなぐ役割だとすると荷が重い。

【委員】 国の要件に合っていないから、コミュニティスクールのカウントは0である。地域と学校の協働活動を推進することが国に求められており、そのコーディネーターを教育委員会に設置し、地域学校協働本部を市で作って進めていくことになると思うが、それは生涯学習課が進めていくのか。

【事務局】 埼玉県には学校応援団という独自の仕組みがあり、そこを地域学校協働活動のメイン団体の1つとして推進していくという話であると認識している。

【委員】 今まで体験活動は教職員だけで行ってきたが、それでは教職員の負担が大きいので、公民館活動などと連携させることにより、教職員の負担軽

減や子どもたちのより充実した体験につながるようという狙いがあるのではないかと。

【委員】すでに地域の人が学校の授業などに関わっている印象があるが。

【事務局】授業や運動会のお手伝い、読み聞かせボランティアなど様々な機会、様々な団体が協力している。今後の展開として各々の活動だけでなく他団体とのつながりを強化し、学校を核として地域を発展させていくという考えがある。

【議長】気になるテーマについて、深掘してみるのも良さそうである。

【委員】先日新庁舎整備のワークショップに参加したが、新庁舎の整備には130億円前後のお金がかかると言われている。富士見市の行財政改革大綱を確認したが、そこでも補助金について触れられており、補助金の見直しというテーマでロジックが作られていた。今年度は補助金についての意見の欄が前回よりも増えており、これは行政としては予算の削減をしなくてはという取り組みの1つではないかと解釈している。社会教育法第13条で補助金についてこの会議で審議すると法的に位置づけられているものでもあるので、何回か時間をかけて意見していけたらいいのではないかと考える。

【議長】団体補助金の審査に時間をかけて意見を出していきたいという意見だが、資料を事前に提供してもらうなど今までの形式と大きく変える必要がある。まずそれが可能か確認したい。

【委員】補助金については、過去の議事録などを確認したが前年度の金額を超えない限りは自動更新の状態である。資料がなければ意見ができないというが、法の立て付け上、社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議するという役割がある。補助金についての調査研究を各々で学ぶ義務があると感じている。資料の有無もあるが、この場でしか言えないので言っておきたい。

【事務局】補助金は予算承認後の、例年3月に前年度の活動実績等と交付予定の団体についての説明を行っている。補助金については、富士見市として行政が本来やりたいことを、実行している団体に交付している面が大きい。もし新たに補助金を交付希望の場合は、その団体の活動が市の方針と合致しているか等を確認の上、審議していくことになる。社会教育団体への補助金は、環境課が行っている地球温暖化防止活動支援補助金などの補助金とはカラーが違うものである。

【委員】なぜ社会教育委員が団体補助金の審議を行うことになっているかという点、憲法89条で公の税金で学術や文化など公の監督に属していない団体への支出が禁止されているが、昭和30年代の社会教育法の改正で、補助はせざるを得ないので、その代わりに社会教育委員が審議をした上で支出をするということになったという経緯がある。本来は憲法89条に違反していないかを確認するのがもともとの趣旨である。富士見市に文化や教育、研究などの団体補助金は何件あるのか。

【事務局】前回だと、20件弱であった。

【委員】予算に間に合わせるのであれば、3月にやるのでは間に合わず、12月までにやらないと予算の編成には間に合わないだろう。

- 【事務局】 10月には来年度予算を準備している。
- 【委員】 新庁舎に係る費用の試算は一昨年時点で126億であったと記憶しているが、財政の方から団体補助金の見直しについて指示はあったのか。
- 【事務局】 一昨年から指示が来ており、内部での補助金の見直しが進められている。
- 【委員】 この会議で団体補助金に対して言える意見としては、削減した方がいいという意見だけでなく、必要であるという観点もあるだろう。
- 【事務局】 社会教育団体への補助金であるが、社会教育団体を全て管轄してはいないこともあり、団体の活動の目的についての説明がメインになってくる。
- 【議長】 現在補助金を交付している団体は、意義のある活動しており、否決することも、線引きをすることも難しいと感じる。
- 【委員】 妥当性の諮り方は難しいが、前年の実績を早めに情報提供してもらい、長期的にその団体の活動を見ていくことにより、団体活動への理解を深めることができる。
- 【議長】 次の年度の支出予定の補助金について審議するのであれば現実的であろう。
- 【委員】 社会教育委員会議で補助金の審議を行うのであれば、個別の団体についての意見というより、補助金の使い方を本来の形に修正するための提言を教育長に出すことが役割だろう。
- 【委員】 社会教育委員会議に査定権はないのであくまでも意見である。
- 【委員】 一般企業であれば、健全性等が四半期程度で四季報に印字されている。これを市に置き換えて考えたが、競争入札もしておらず、ほぼ毎年同じ団体が補助金を受けており、自動更新のように感じる。他に似たような活動している団体を公募などで求めているのか。今のシステム自体が、新しい団体が参入できない仕組みであると感じる。
- 【委員】 確かに新規の団体が参入できる仕組みについて、過去の会議でも話題になったが、それを市民に透明性をもってプロセスを説明できているかは不明である。
- 【議長】 新しく予算を得るためには2年前から調整が必要であると伺っている。
- 【委員】 そのプロセスを公開するということが提言につながるかもしれない。
- 【委員】 そもそも社会教育委員会議が扱う補助金は、競争の原理がそぐわないものであると感じている。社会教育関係団体に対する補助金は、国などからの指示を行政が実行するために、団体を作りそれに対して補助金として予算をつけるというところからスタートしているものである。競争入札にするとその予算の中では儲けがあるものではないので、誰も手を挙げず成立しないだろう。
- 【委員】 競争入札の場合は、市が主体となる事業を代わりにやってもらう人を募集しているが、補助金の場合は、団体が自分たちの活動をサポートしてもらうために手を挙げてるという印象である。
- 【事務局】 市として推進していきたいがそのための動きを市ができない場合に、市の方針と同じ目的を持ち地域で活動している団体に補助金を出しているイメージである。他に補助金が欲しいとなると、事前の調整が必要である。
- 【事務局】 過去に南畑公民館が事務局をやっていた補助金で、新たに開始した農バ

ルプロジェクトという事業がある。その補助金を新たに予算要求するに当たり、2年近くの時間をかけて、市長部局の政策や財政部門と調整し、その事業の目的、そのことによって地域にとってどんなメリットがあるのかなど考えを詰めていき、議会の承認を得て予算が付いたという例である。税金から支出されるものであるため、時間をかけて調整された。もし新しい補助金が欲しい場合は、まずは事務局となる担当課と調整し、そこが窓口になり進めていくことになる。

【委員】富士見市には補助金とは別に、協働推進課などが設けている助成の制度や県の文化振興基金などもあり、様々な選択肢がある。2年前から調整しなくても、年度内に助成を受けてそれぞれ活動している団体もある。そのような選択肢もあることを市内に発信していく必要がある。

【事務局】おっしゃる通りで、補助金以外の手段がある。協働推進課が担当している協働事業提案制度などもあり、それらを活用すれば長い時間をかけて調整しなくても大きなイベントなどを行うことができる。ただ、この制度自体を知っている人は少なく、知っている人だけの物になってしまっている印象はある。

【委員】新規参入が難しいということはわかるが、一度予算がついている補助金は実質自動更新になってしまっている。しっかりと1年ずつ団体の活動状況の健全性を確認するべきである。どうするかは行政側の判断になるがこちらの立場としては意見だけでも伝えていくべきである。

【議長】個々の団体についての意見というより、補助金の審査の仕組み自体については一度時間をかけて議論してもいいのではないか。

【委員】社会教育法13条を確認すると、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないと規定されている。3月の議決後に諮問されたのでは間に合わないので、予算要求の段階で審議するべきである。

【事務局】解釈にもよるが、今までは、3月議会で予算が正式に承認されたので団体へ補助金を交付しようと考え、社会教育委員会議に意見を伺うという流れだった。しかし、予算要求をしている段階で交付しようとしているのではないかという解釈もあり、その場合は予算案を作成するのが10月であり、そのタイミングで意見を伺うことになる。

【委員】いきなり予算要求のプロセスに加えるのは難しいとは思いますが、少なくとも議決の前には審査を行うべきである。今年度は難しいと思うが、次年度は夏過ぎたころに審議が出来ればよいのではないか。

【委員】10月前頃に前年度の資料等を確認し、補助金が適切かどうか審査を行うとなると時間と場所は間に合うのか。

【事務局】補助金の交付内容は、補助金の交付要綱で決まっている。補助金の流れとしては、補助金交付申請があり、内容を確認の上交付決定し、事業後に実施報告書を受けて担当課として確認して終了である。社会教育委員会議でどのタイミングで審査を行うかはすぐに判断はできない。

【委員】審査に事務事業評価等を活用するのも一つの手だろう。

【委員】毎年社会教育委員会議に持ち込まれる段階では、市の補助金交付基準を

定めた執行手続きガイドラインに照らしてスクリーニングが終わった後のものであるという認識である。したがって現在交付されている補助金については特に意見はなかったが、交付金額や新規団体の交付希望についての疑問は3月の会議の際に生じた。

【委員】13件の大半は特に問題なく終わると思うが、もしかしたら役割を終えているものや、教育委員会の判断で金額を減らすなどの場合があった際には、社会教育委員会議として意見を述べるものがあるかもしれない。査定権はないのでここで言えるのはあくまでも意見であり、事業仕分けの場ではない。

【委員】この会議には社会教育法上、意見をするという建て付けがある。様々な立場の方がいるこの場で、各々の立場で意見を述べるのがこの会議の使命である。意見をしたということが議事録として記録に残り、市民の目に触れるだけでも、この会議が、意義のあるということが市民に伝わるのではないか。提言をすることも大事だと思うが、意見をすることが役割として重要であると思う。

【議長】団体補助金については、現在のやり方に疑義が生じているので、審査方法や審査の時期を考えたい。一先ず今年度は昨年度に倣った方法で実施し、来年度に向けて考えることを提案する。

【委員】そのやり方が現実的で良いと思う。

【議長】では今年度は昨年度に倣って実施し、今後の仕組みについて全員で考えながら審査し次年度に向けて準備していく。では、テーマ決めに戻る。補助金についてはテーマとしては扱わないが時間をかけて審査を行う。テーマの候補として上がっているのが、施設利用については運営主体による違いではなく利用しやすさ・しにくさの違いについて、またはコミュニティスクールについての意見が出ている。

【委員】コミュニティスクールにフォーカスしないとしても、学校教育と社会教育を如何に連携させていくかという課題に対して、そのために何ができるのかをこの2年間で考えていくことは意義があるのではないか。

【議長】なかなか上手くつながらないところに提案できると有意義かもしれない。学校運営支援者協議会やコミュニティスクールなど既存の枠組を外して理想的な在り方を考えていくということだろう。

【委員】PTAも育成会も発信力がなくなってきており、富士見市はこういうものだというものを、子どもを通して発信することが重要になってくるのではないか。そこを社会教育とつなげていけたらと考える。

【議長】他に意見はあるか。生涯学習推進基本計画についても複数意見が出ていたが、そこについて何か意見はあるか。

【委員】第3次計画の実行度などの対比表はあるのか。

【事務局】数値目標を定めているので、その部分での対比表は作成している。

【委員】生涯学習推進市民懇談会の資料にはないのか。

【委員】第3次計画から第4次計画の変更箇所の比較と、数値目標についての比較表はある。会議では数値目標をクリアしているかなどについてはあまりフォーカスされなかった。前回の会議で色々出たコメントの中には、国や県の指針を意識した計画になっていないのではないかというものも

あった。県の動向としては多様性を重要視しており、インクルーシブな社会を目指しているが、国としてはデジタル化を推進している。その二つに対して富士見市がやろうとしていることが弱く感じ、そこの整合性についての意見が出た。子どもがメインの計画のように感じた。

【事務局】 第4次計画は重点施策を設定しており、多様性やデジタル化についても記載はしている。委員からの子どもがメインに感じるという意見については、重点施策の一つとして「新たな人材の発掘」の項目があり、そこが子どもや若者にフォーカスしすぎているのではないかというものであり、計画全体の話ではない。その意見については事務局で持ち帰り検討している。第4次計画案については、庁内委員会と市民懇談会で意見を伺っている段階である。第3次計画の評価の部分については、意見はほとんどなく、第4次計画の内容についての意見を多くいただいた。

【委員】 第4期埼玉県教育振興基本計画を確認したところ、計画実現のためには、教育行政の関係者でなく、家庭・地域・大学・企業・NPOなど様々な主体が連携・協力して取り組んでいくことが教育行政には必要であるということが書かれている。先ほどのコミュニティスクールも、家庭・地域との連携に該当し、県の計画のテーマと合っており適していると考える。

【議長】 第4次計画については、既に生涯学習推進市民懇談会で話し合われており、テーマとして扱うと重複するのではないかという考えもある。

【事務局】 生涯学習推進市民懇談会は、生涯学習推進基本計画のために開催している会議のため、計画策定の進捗状況に合わせて会議を開催している。社会教育委員会議の場合は、それに合わせて開催している訳ではないので、1つ前の会議の資料に補足をして資料共有という形になる可能性がある。第3次計画では、アクションプランを作成し、各々の担当で各々の事業の振り返りを行っていたが、今回は生涯学習全体の共通課題が明確となっているため、重点施策として連携して取り組んでいく体制作りなどを計画に盛り込んでいる。計画の実行にあたっての意見をいただけるのは非常にありがたいが、いただいた意見を全て確実に反映できるかという点と約束は難しい。

【委員】 社会教育委員会議として、市の次期生涯学習の計画に全く意見が出せないのはおかしい。反映出来る出来ないはあると思うが、計画案ができた段階で、今期の提言としてではなく、単発の議題で取り上げて計画について審議する機会が欲しい。

【事務局】 単発の議題であれば可能である。長期のテーマになると生涯学習推進市民懇談会と役割が重複してしまうおそれがある。生涯学習推進市民懇談会は、事務局が市長部局にあった時から継続している審議会であり、事務局が生涯学習課になってからは、社会教育委員会議と生涯学習推進市民懇談会の役割が重複しており、市としても両会議の役割を整理しなくてはならない状況である。

【議長】 単発の議題で計画について審議することに賛成である。計画の何を議題に話し合うか等も含め適切な時期を調整して会議を開催してほしい。団体補助金については、例年通りの時期と内容で行い、次年度以降どうす

るかを議論していく場とする。

- 【委員】可能であれば、課題が見えてくることもあるので、第3次計画の結果の対比表も作成してほしい。
- 【事務局】計画案は現在、庁内委員会と市民懇談会で意見を聞き、その意見を反映させた計画案を作成中である。今後、全庁にも確認依頼を行った上で、再度市民懇談会を開催する予定の為、そのタイミングで社会教育委員会議にも提示出来たらと考える。
- 【議長】会議の時期と、計画案のどの部分に意見をもらいたいかな等は事務局に一任するので調整してほしい。
- 【事務局】承知した。
- 【議長】計画については、適切な時期に2回ほど審議し、団体補助金についても審査のタイミングで審議を行う。今期のテーマとしての現在出ている意見は、学校教育と社会教育の連携についてである。まだ大きな話ではあるが、そこにフォーカスして会議を進めていく方向でどうか。反対意見がなければ、この内容について深堀していく。
- 【委員】今後の会議の進め方について、前期は1つのテーマについて取り組んだが、今期は団体補助金や計画についても審議を行うので、前期と同じ運営方法では難しいだろう。テーマの選び方や進め方を配慮して、会議を進めていく必要があるだろう。
- 【議長】会議の進め方についても、今後の議題に回したい。次回の会議までに今後の会議のスケジュールが提示されるとわかりやすい。
- 【事務局】10月中旬から下旬に生涯学習推進市民懇談会を開催し、前回の会議でいただいた意見を踏まえた修正案の報告を行う予定である。それ以降であれば計画案についての会議が開催可能である。
- 【議長】では、次回の会議は11月上旬に計画についての審議を行う。テーマについての議論を行うのが、12月になってしまうが10月に1度開催するか。
- 【委員】そのテーマを話し合うために、学校教育と社会教育の連携の現状についての資料があると良いが、どうだろうか。
- 【事務局】その分野についてまとまっている資料についてはすぐには思い当たらない。
- 【委員】社会教育という大きな括りではなく、個別ではあるのではないか。
- 【委員】富士見市の現状をまとめたものがないと議論の進め方が想像できない。以前図書館協議会で、学校教育と図書館をつなげることをテーマに話し合ったことがあるが、学校司書にはパソコンもタブレット支給されない現状が課題になった。
- 【委員】既存資料がないのであれば、まずは自分たちとしての理想に話し合う方法もある。
- 【事務局】第4次計画の話になるが、学校と地域の連携の強化を記載しており、まとまった資料はないが、計画案で「連携について」を重点施策の1つとして記載している。ただし計画の一部になるので、その分野だけボリュームが多く書かれている訳ではない。
- 【委員】計画案を待っていると10月には間に合わないだろう。
- 【委員】11月の会議で見えてくるものもあると思うので、それを踏まえて12

月に追加の資料と合わせて議論できればよいのではないか。

【議長】では次回は11月に計画案について審議を行う。